

和気町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱をここに公布する。

令和5年4月3日

和気町長 太田 啓補

和気町告示第13号

和気町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民一人ひとりがお互いの違いや多様性を認め合い、個性を尊重しあうことができる、みんなの思いやりがあふれる人権尊重のまちづくりを目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向、性自認等のあり方が少数と認められる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である2人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある2人の一方又は双方と生計が同一の子、親及びその他町長が認める者であり、パートナーシップにある2人が家族として養育し、又は扶養することを約した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方がお互いにパートナーシップにあることを宣誓することをいう。また、パートナーシップにあることを宣誓した者が、町長に対し、ファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある2人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) いずれか一方又は双方が本町に住所を有し、又は本町への転入を予定していること。

- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓をする相手以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 民法第 734 条から 736 条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。（当該関係がパートナーシップに基づく養子縁組によるものである場合を除く。）
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方のファミリーシップの対象者と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第 4 条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第 1 号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前 3 月以内に発行されたものに限る。）を添えて、町長に提出するものとする。この場合において、15 歳以上のファミリーシップの対象者は自ら記入するものとする。第 8 条第 1 項第 1 号に規定するファミリーシップの対象者が追加されたときにおいて同様とする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) パートナーシップを宣誓しようとする者の双方が町内に住所を有していない場合は、前号に掲げる書類に代えて、一方又は双方の町内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (3) 戸籍全部事項証明書その他配偶者がいないことを証明する書類
- (4) ファミリーシップにあることを宣誓しようとするときは、ファミリーシップの対象者であることを証明する書類及び生計が同一であることが分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら記入することができないとき、又は 15 歳以上のファミリーシップの対象者が自ら記入することができないときは、町職員の下で、これを代筆させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類（以下「本人確認書類」という。）のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本人の顔写真が貼付けられた官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第 5 条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において氏名と併せて通称名を使用すること

ができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証明書等の交付)

第6条 町長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓者に対してパートナーシップ宣誓書受領証明書（様式第2号の1）及びパートナーシップ宣誓書受領証明カード（様式第3号の1）を、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者に対してはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（様式第2号の2）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（様式第3号の2）（以下これらを「受領証明書等」という。）を交付するものとする。

(受領証明書等の再交付)

第7条 宣誓者は、受領証明書を紛失、き損、汚損したときや、その他の事情により再交付を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 再交付の申請をしようとする者が自ら記入することができないときは、町職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。
- 3 第1項の規定による再交付申請書を提出する者は、本人確認書類のいずれかを提示するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、受領証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載した事項に変更があった場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に受領証明書等及び変更内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 変更の届出をしようとする者が自ら記入することができないときは、町職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。
- 3 第1項の規定による変更届を提出する者は、本人確認書類のいずれかを提示するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、変更後の受領証明書等を交付するものとする。

(受領証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証明書等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 第3条各号に掲げる宣誓の要件を満たさなくなったとき。
- 2 前項の規定による返還届を提出する者は、本人確認書類のいずれかを提示するものとする。

(ファミリーシップ対象者の氏名の削除)

第10条 宣誓書に氏名を記載された満15歳に達しているファミリーシップの対象者は、町長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該者が記載された受領証明書等から氏名を削除するよう申し立てることができる。

- 2 前項の規定による申立書を提出する者は、本人確認書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、宣誓者に対して、当該者の氏名を削除した受領証明書等を交付するものとする。

(無効となる宣誓)

第11条 宣誓が次の各号のいずれかに該当すると町長が認めるときは、当該宣誓を無効とする。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があるとき。
- (3) 第3条各号に掲げる宣誓の要件を満たしていないとき。
- (4) 宣誓をした日から3か月以内に一方又は双方が本町へ転入しなかったとき。

(地方公共団体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本町とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体に転出する場合であって、町長にパートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書（様式第8号）を提出したときは、本町が交付した受領証明書等を継続して使用することができる。

- 2 本町と協定を締結している地方公共団体において宣誓を行い、当該地方公共団体において継続使用の手続を行った者であって、本町に転入した後も引き続きパートナーシップの継続を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証明書等継続使用申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) その他町長が必要と認めた書類

- 3 前項の規定による申請書を提出した者は、第3条に定める要件を満たしていると認められるときは、当該地方公共団体が交付した受領証明書等を、本町において継続して使用することができる。

- 4 第8条から前条までの規定は、前項の規定により継続して受領証明書等を使用して

いる者について準用する。

(情報の管理)

第 13 条 宣誓者から提出された個人情報については、和気町個人情報保護条例（平成 18 年和気町条例第 15 号）に基づき適切に取り扱う。

2 個人情報の提供について、前条第 1 項に規定する者に限り、協定を締結している地方公共団体に情報提供することができる。

(町民及び事業者への周知及び啓発)

第 14 条 町長は、町民及び事業者がこの告示の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存期間及び廃棄)

第 15 条 町長は、宣誓者のパートナーシップ・ファミリーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第 9 条第 1 項の規定による返還届が提出された場合は、宣言書を廃棄することができる。

(台帳の整備)

第 16 条 町長は、受領書証明書等の交付状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。